



熊本県公報

第 1 2 5 0 2 号
平成 28 年 3 月 15 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 種畜証明書の交付…………… (畜産課) 1
- 建築士法第 1 5 条第 1 号及び第 2 号と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件の一部を改正する件…………… (建築課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定障害児入所支援事業者の指定の辞退…………… (障がい者支援課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の廃止…………… (") 3
- 種畜証明書の交付…………… (畜産課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 熊本県介護支援専門員法定研修指定研修実施機関の指定…………… (認知症対策・地域ケア推進課) 5

公 告

- 土地改良区役員 の 退任及び就任…………… (農村計画課) 6

登 載 依 頼

- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 6
- 熊本県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 8
- 熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の全部を改正する規則…………… (学校人事課) 8
- 熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の全部を改正する規則…………… (") 9
- 熊本県立図書館協議会の開催…………… (図書館協議会) 11

告 示

熊本県告示第 2 7 3 号
 家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。
 平成 2 8 年 3 月 1 5 日

熊本県知事職務代理人
 熊本県副知事 村 田 信 一

検査日	種畜証明書番号	種畜の名前	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成 28 年 1 月 28 日 (木)	11392794836	春山球磨	褐毛和種	1 級	独立行政 法人家畜改 良センタ ー熊本牧場	玉名市
	11392795024	波中島 E T I	褐毛和種	1 級		
	11478318604	菊玉重	褐毛和種	1 級	熊本県 農業研 究セン ター	合志市
	11355489816	勝栄	褐毛和種	1 級		

11355491925	光善	褐毛和種	1 級
11478230883	重浦	褐毛和種	1 級

熊本県告示第 2 7 4 号

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日熊本県告示第 1 0 4 5 号の 2（建築士法第 1 5 条第 1 号及び第 2 号と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件）の一部を次のように改め、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
平成 2 8 年 3 月 1 5 日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

第 1 号中「建築士法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）」を加える。
第 4 号中「建築士法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 3 8 号）第 1 7 条の 1 8」を「建築士法第 2 条第 5 項」に改める。
別表 1 中「中等教育」を「中等教育学校」に改める。
別表 2 中「中学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。
別表 3 中「中学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

熊本県告示第 2 7 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 3 月 1 5 日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
相互建設株式会社	ケアーズ訪問看護リハビリステーション山鹿	山鹿市鹿本町御宇田 3 4 5 - 1	平成 2 8 年 4 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第 2 7 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 8 年 3 月 1 5 日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
相互建設株式会社	ケアーズ訪問看護リハビリステーション山鹿	山鹿市鹿本町御宇田 3 4 5 - 1	平成 2 8 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第 2 7 7 号

次のとおり児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 1 4 の規定による指定入所支援の指定の辞退の届出があったので、同法第 2 4 条の 1 8 の規定により公示する。
平成 2 8 年 3 月 1 5 日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	障害児入所支援の種類
大津町若草児童学園	社会福祉法人秋桜会 菊池郡大津町大字室	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	4352200028	指定福祉型 障害児入所

全課において一般の縦覧に供する。
平成28年3月15日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯 前線	球磨郡水上村大字江代字中洲 1519番1地先から 同所 1519番1地先まで	前	29.1 ～ 34.9	12.2	災害復 旧
			後	29.1 ～ 34.9	12.2	

2 区域を変更する期日 平成28年3月15日

熊本県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡湯前町字蔵ノ本 2586番2地先から 同所 2227番地先まで	前	6.0 ～ 9.5	125.9	単県側 溝
			後	8.1 ～ 11.8	125.9	

2 区域を変更する期日 平成28年3月15日

熊本県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市志柿町野添 3366番1地先から 同所 3277番1地先まで	前	15.5 ～ 18.0	81.2	単橋補 (仮設 道路の 設置)
				7.0 ～ 7.0	43.5	
			後	15.5 ～ 18.0	81.2	

2 区域を変更する期日 平成28年3月15日

熊本県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町畝野 1272番2地先から 同所 1287番3地先まで	76.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年3月25日

熊本県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町仁田尾字奥小原 100番20地先から 同所 100番20地先まで	11.7	防交安 (災害防除)

2 供用を開始する期日 平成28年3月15日

熊本県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により指定研修実施機関として次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の16第3項の規定により公示する。

平成28年3月15日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

指定研修実施機関の名称及び主たる事業所の所在地	研修の名称	指定年月日
熊本県介護支援専門員協会 会長 土屋 政伸 熊本市東区尾ノ上一丁目22-31-302	熊本県介護支援専門員専門研修 熊本県介護支援専門員再研修 熊本県介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 熊本県介護支援専門員更新研修（実務経験者・初回） 熊本県主任介護支援専門員更新研修	平成28年3月8日

公 告

熊本県公告第 195 号

宇土市に事務所を置く網田新地土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 28 年 3 月 15 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 村 田 信 一

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	岩崎 良公	宇土市長浜町 5 1 1 番 3
就任 理事	高野 公浩	宇土市上網田町 3 2 0 6 番

登 載 依 頼

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 15 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 12 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則
不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和 60 年熊本県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
 不利益処分についての審査請求に関する規則
 目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
 第 1 条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。
 第 2 条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。
 第 4 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
 「第 2 章 不服申立て」を「第 2 章 審査請求」に改める。
 第 6 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 1 号中「不服申立書」を「審査請求」に改め、同項第 2 号から第 4 号までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 10 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服」を「請求」に改め、同条第 2 項及び第 3 項の規定中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 4 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書記載事項変更届出書」を「審査請求書記載事項変更届出書」に改める。
 第 7 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「（異議申立てにあっては、決定。以下同じ。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に改め、同条第 3 項及び第 4 項の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
 第 8 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。
 第 9 条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 1 項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「その提出期限後」を「法第 49 条の 3 に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に改め、同項ただし書を削り、同条第 4 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。
 第 10 条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。
 第 11 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
 第 11 条の 2 第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立手続」を「審査請求手続」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立手続」を「審査請求手続」に改める。
 第 15 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立

人」を「審査請求人」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第16条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(審理の終了)

第24条の2 審理機関は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 審査請求人から第16条第2項に規定する反論書又は第19条に規定する書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しなかったとき。

3 審理機関は前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに当事者にその旨を通知するものとする。

4 審理機関は、第2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、人事委員会にその旨を報告するものとする。

第34条の次に次の1条を加える。

(証人の遮へい措置)

第34条の2 口頭審理において、審理長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 前項の措置をとるに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

同項第1号第1項各号列記以外の部分及び第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第24条の2第2項の規定により、審理を終了したとき。

第41条第2項及び第3項の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第42条第1項中「(異議申立てにあっては決定書。以下同じ。)」を削る。

第43条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第47条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第48条第2項中「(異議申立てにあっては決定書。以下同じ。)」を削る。

不服申立書記載事項変更届出書を「審査請求書記載事項変更届出書」に改め、同項第4号中「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に改める。

第50条第1号中「日当」を「旅行諸費」に改める。

第51条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第1号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、同様式の注書第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第2号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

別記第3号様式中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、

「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、

「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別記第4号様式中「不服申立書記載事項変更届出書」を「審査請求書記載事項変更届出書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別記第5号様式中「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、同様式の注書中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別記第6号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第8号様式から別記第10号様式まで中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

別記第11号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、同様式の別紙の注書第1項中

「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

別記第14号様式の注書中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にされた懲戒その他その意に反する不利益な処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

熊本県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月15日

熊本県人事委員会委員長 宮田政道

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の苦情相談に関する規則（平成17年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月15日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の全部を改正する規則
熊本県立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年熊本県教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則

(総則)

第1条 熊本県立学校職員（以下「職員」という。）の人事評価は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規則の定めるところにより実施する。
(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 能力評価及び業績評価を、人事評価記録書を用いて行うことをいう。
- (2) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
- (3) 能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
- (4) 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、職位及び職種に応じて、熊本県教育長（以下「教育長」という。）が別に定める様式をいう。

(被評価者の範囲)

第3条 本規則による人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、県立学校の職員とする。ただし、人事評価を実施しない職員については、教育長が別に定める。

(一次評価者、最終評価者)

第4条 人事評価の一次評価者及び最終評価者は、教育長が別に定める。

(評価者研修の実施)

第5条 教育長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

(人事評価の期間)

第6条 業績評価及び能力評価の評価期間は、教育長が別に定める。

(人事評価における評語の付与等)

第7条 業績評価に当たっては第2条第2号に規定する目標ごとに、能力評価に当たっては評価項目ごとに、それぞれの評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すほか、当該業績評価又は当該能力評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号（以下「全体評語」という。）を付すものとする。

2 個別評語及び全体評語は5段階とし、教育長が別に定める。
3 個別評語及び全体評語を付す場合において、業績評価にあっては第2条第2号の目標を達成した程度が、能力評価にあっては同条第3号の発揮した能力の程度が、それぞれ通常のものとするときは、中位の段階を付すものとする。

4 業績評価及び能力評価に当たっては、個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するよう努めるものとする。

(業務目標の設定)

第8条 一次評価者又は最終評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

(自己申告)

- 第 9 条 一次評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ当該人事評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。
 (評価の実施、面談、結果の開示)
- 第 10 条 一次評価者は、被評価者について、個別評語及び一次評価者としての全体評語を付すことにより評価(次項に規定する再評価を含む。)を行うものとする。
- 2 最終評価者は、一次評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。この場合において、最終評価者は、当該全体評語を付す前に、一次評価者に再評価を行わせることができる。
- 3 最終評価者は、被評価者の業績評価及び能力評価の結果を、当該被評価者の開示するものとする。
- 4 最終評価者は、前項の開示が行われた後、被評価者と面談を行い、業績評価及び能力評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。
 (職員の異動又は併任への対応)
- 第 11 条 人事評価の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合については、評価の引継その他適切な措置を講じることにより対応するものとする。
 (業績評価及び能力評価の報告)
- 第 12 条 各学校長は、県教育委員会に業績評価及び能力評価の結果を報告するものとする。
 (人事評価記録書の保管)
- 第 13 条 業績評価及び能力評価に係る人事評価記録書及びその写しの保管期間は 5 年間とする。
 (人事評価の活用)
- 第 14 条 評価者は、人事評価を職員の人事管理及び人材育成の基礎として活用するものとする。なお、人事評価結果の給与への反映に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
 (苦情への対応)
- 第 15 条 第 10 条第 3 項の規定に基づき開示された業績評価及び能力評価の結果に関する職員の苦情に対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続を設けるものとする。
- 2 苦情相談及び苦情処理については、教育長が別に定める。
 (委任)
- 第 16 条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
 附 則
 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 15 日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第 5 号

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の全部を改正する規則
 熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成 18 年熊本県教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。
 熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則

- (総則)
- 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 44 条の規定に基づく市町村教育委員会の行う県費負担教職員(以下「職員」という。)の人事評価については、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところにより実施する。
 (定義)
- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 人事評価 能力評価及び業績評価を、人事評価記録書を用いて行うことをいう。
 - (2) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
 - (3) 能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
 - (4) 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)における職員の勤務成績を示すものとして、職位及び職種に応じて、熊本県教育長(以下「教育長」という。)が別に定める様式をいう。
- (被評価者の範囲)
- 第 3 条 本規則による人事評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、市町村立学校の職員とする。ただし、人事評価を実施しない職員については、教育長が別に定める。
 (一次評価者、最終評価者)

第4条 人事評価の一次評価者及び最終評価者は、教育長が別に定める。

(評価者研修の実施)

第5条 教育長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

(人事評価の期間)

第6条 業績評価及び能力評価の評価期間は、教育長が別に定める。

(人事評価における評語の付与等)

第7条 業績評価に当たっては第2条第2号に規定する目標ごとに、能力評価に当たっては評価項目ごとに、それぞれの評価の結果を表示する記号(以下「個別評語」という。)を付すほか、当該業績評価又は当該能力評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号(以下「全体評語」という。)を付すものとする。

2 個別評語及び全体評語は5段階とし、教育長が別に定める。

3 個別評語及び全体評語を付す場合においては、業績評価にあつては第2条第2号の目標を達成した程度が、能力評価にあつては同条第3号の発揮した能力の程度が、それぞれ通常のものとする。

4 業績評価及び能力評価に当たっては、個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するよう努めるものとする。

(業務目標の設定)

第8条 一次評価者又は最終評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

(自己申告)

第9条 一次評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。

(評価の実施、面談、結果の開示)

第10条 一次評価者は、被評価者について、個別評語及び一次評価者としての全体評語を付すことにより評価(次項に規定する再評価を含む。)を行うものとする。

2 最終評価者は、一次評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。この場合において、最終評価者は、当該全体評語を付す前に、一次評価者に再評価を行わせることができる。

3 最終評価者は、被評価者の業績評価及び能力評価の結果を、当該被評価者に開示するものとする。

4 最終評価者は、前項の開示が行われた後、被評価者と面談を行い、業績評価及び能力評価の結果とその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

(職員の異動又は併任への対応)

第11条 人事評価の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合については、評価の引継その他適切な措置を講じることにより対応するものとする。

(業績評価及び能力評価の報告)

第12条 各学校長は、市町村教育委員会に業績評価及び能力評価の結果を報告するものとする。

2 市町村教育委員会は、管内学校長から報告のあった業績評価及び能力評価の結果と管内学校長の業績評価及び能力評価の結果を教育事務所(山鹿市教育委員会にあつては、

3 教育事務所は、管内市町村教育委員会から報告のあった業績評価及び能力評価の結果を県教育委員会に報告するものとする。

(人事評価記録書の保管)

第13条 業績評価及び能力評価に係る人事評価記録書及びその写しの保管期間は5年間とする。

(人事評価の活用)

第14条 評価者は、人事評価を職員の人事管理及び人材育成の基礎として活用するものとする。なお、人事評価結果の給与への反映に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(苦情への対応)

第15条 第10条第3項の規定に基づき開示された業績評価及び能力評価の結果に関する職員の苦情に対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続を設けるものとする。

2 苦情相談及び苦情処理については、教育長が別に定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(指定都市教育委員会に関する特例)

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の教育委員会(以下「指定都市教育委員会」という。)が行う人事評価に対する第2条

第1項第4号、第3条、第4条、第6条、第7条第2項、第15条第2項の適用について

- ては、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定都市教育委員会」と読み替えるものとする。
- 3 指定都市教育委員会が行う人事評価については、第5条及び第12条第2項の規定は適用しない。
 - 4 附則第2項及び第3項については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定が施行される日の前日までの間その効力を有する。

熊本県立図書館協議会公告第1号

平成27年度熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。
平成28年3月15日

- 1 開催日時
平成28年3月16日（水）
午前10時30分から午後0時00分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区出水2丁目5番1号
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題
報告・協議事項
①くまもと文学・歴史館改修工事及び開館状況について
②平成27年度事業報告について
③平成28年度事業計画（案）
④県立図書館運営方針の策定について
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、該当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課）
（電話096-384-5000）